

最終更新日：2006年10月16日

株式会社 学習研究社

代表取締役社長 遠藤 洋一郎
 問合せ先：経理部担当取締役 中森 知
 証券コード：9470
<http://www.gakken.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

[更新](#)

当社では、コーポレート・ガバナンスの目的は、中長期的な観点から、企業価値の向上により株主の正当な利益を最大化するよう企業を統治することであると考えております。また、中長期的な観点から企業価値を向上させるためには、顧客、取引先、地域社会、従業員などへの配慮が不可欠であり、これらのステークホルダーの利益を図ることも、経営上の重要な課題であると認識しております。

このような考え方に基づき、当社は、以下にご報告するガバナンス体制のもと、企業倫理と遵法の精神に則り、透明で効率的な企業経営を目指してまいります。

なお、当社は監査役設置会社ですが、現時点におきましては、後述のガバナンス体制に組み込まれたチェックシステムが十分に機能しており、委員会設置会社に移行する必要はないとの判断しております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%以上 20%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
財団法人 古岡奨学会	13,888,000	13.11
株式会社 インデックス	5,000,000	4.72
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	4,995,000	4.71
株式会社 三井東京UFJ銀行	4,703,000	4.44
日本証券金融 株式会社	4,273,000	4.03
セーフ・ハーバー・マスター・ファンドエルピー	4,105,000	3.87
学研取引持株会	3,455,400	3.26
株式会社 三井住友銀行	3,000,000	2.83
メロンバンクトリーティークライアントオムニバス	2,669,000	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	2,348,000	2.22

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種	情報・通信業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社で社外取締役を選任しておりません理由は、①適切な人材を得ることが困難であることと、②5名の監査役のうち3名が社外監査役であるため、社外からのチェックを受ける体制が整っていることの2点です。

しかしながら、今後社外の方で、取締役に就任していただけに相応しい、人格・識見・能力に優れた方がおられたときは、登用を検討することも考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に意見交換をしているほか、情報の聴取や必要に応じて会計監査に立ち会うなどの連携をとっています。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門とは、監査の視点は異なりますが対象は重なっておりますので、監査役にとって内部監査部門の監査結果は極めて重要な情報であり、定期的もしくは必要に応じ打合せを行うなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
関根栄郷	弁護士									○
今泉正隆	その他					○				
川崎隆司	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
関根栄郷	――	弁護士として業務執行の適法性確保の見地からの監査が期待できる。
今泉正隆	――	経歴から、公正・中立な見地からの監査が期待できる。
川崎隆司	――	弁護士として業務執行の適法性確保の見地からの監査が期待できる。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、平成 18 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において、役員の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議したこと併せて、取締役報酬について、基本報酬、業績連動型報酬、株式報酬型ストック・オプションの 3 種類をもって構成することとする旨の制度改正を行いました。

業績連動型報酬は、事前に目標(連結売上高及び連結営業利益率)を設定し、その達成度に応じた報酬を支給するもので、目標を達成した場合を 100(年間基本報酬額の 10%相当)とし、達成度が前後した場合は、過去 10 年の標準偏差を参考に 0 から 200 まで変動します。

株式報酬型ストック・オプションは、退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役に対し譲渡制限付新株予約権を付与するもので、その対象となる報酬は、各役位に応じて設定していた従前の役員退職慰労引当額を参考しております。この株式報酬型ストック・オプションに係る報酬額の総額は、年間 4,000 万円を限度とします。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

継続勤務要件を設げず、当社の取締役の地位を喪失した日(取締役退任後 1 年以内に監査役に就任した場合は当該監査役の地

位を喪失した日)の1年後から5年間、新株予約権行使することができます。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、決算短信
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成18年3月期 取締役の年間報酬総額 17名 281 百万円(期末日現在の取締役は14名です。)

監査役の年間報酬総額 6名 48 百万円(期末日現在の監査役は 5名です。)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役については、取締役会事務局担当者および監査役会事務局担当者が連絡、調整、意見聴取などを行なっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社は監査役設置会社であり、業務執行、監査等を担当する各機関の概要は次のとおりです。

①取締役会は、取締役14名で構成され、会社法で定められた事項のほか、会社の重要な業務全般について意思決定を行い、かつ、取締役の業務執行を監督しております。

②取締役会とは別に、原則毎週1回取締役及び管理部門長を構成員とし、会社の経営方針に基づいた全般的な業務執行に関する事項を協議する機関として経営戦略会議を設置し、迅速な経営判断の下、業務上の重要事項について協議・決定し実行しております。

③中期経営計画の実行推進を目的として、合計 16 の委員会及び推進会議を設置し、各委員会等は、それぞれの担当事項について調査・分析・検討を行い、隨時、取締役会や経営戦略会議へ実行戦略などの答申を行っております。上記委員会の一つに、当社の内部統制全般についての方向性を決定する内部統制委員会(議長は取締役社長)があります。

④監査役会は、監査役5名で構成され、うち3名が社外監査役です(昨年より、監査体制の強化充実のため社外監査役を1名増員いたしました)。

⑤当社の会計監査人である公認会計士の氏名・継続監査年数は、次のとおりです。

齊藤正三・1年

中村和臣・5年

⑥第三者としての立場で、半期に1度、当社のガバナンスの状況を評価・答申する機関として、社外監査役3名と弁護士・公認会計士各1名(当社の顧問ないし会計監査人ではありません)の計5名で構成するガバナンス評価委員会を設置しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

		補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送日の1日前に発送	

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
IR資料のホームページ掲載	あり	事業報告書、有価証券報告書、その他法定か否かにかかわらず公表・リリースした資料
IRに関する部署(担当者)の設置	一	広報・IR室

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

		補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定		コンプライアンス・コードで、ステークホルダーの立場の尊重を定めている。
環境保全活動、CSR活動等の実施		平成16年5月に、ISO14001 の認証取得。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新当社は、経営の基本理念である「学研企業行動憲章」を定めておりますが、かかる基本理念に基づいて業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を構築することが経営の責務であることを認識し、平成18年5月1日開催の取締役会で内部統制システム構築の基本方針を決定し、さらに、平成18年10月16日には、当社の内部統制全般についての方向性を決定する組織として内部統制委員会が発足し、同委員会の下に、後述する5つの部会(コンプライアンス部会、財務報告統制部会、リスク管理部会、個人情報保護部会、情報セキュリティ部会)が設置されました。

以下、基本方針における項目に従いご報告いたします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取組みを行うとの基本方針に基づいて、取締役会における審議の充実に努めております。
- (2) 当社は、コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備するとの基本方針に基づいて、コンプライアンスの基本理念である「コンプライアンス・コード」を定め、法令等遵守の統括組織として、内部統制委員会の下に、コンプライアンス担当役員を長とするコンプライアンス部会を設置しております。
- (3) 当社は、全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行うとの基本方針に基づいて、今後もそのための体制の整備に努めてまいります。
- (4) 当社は、通常のラインとは別に、コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設けるとの基本方針に基づいて、「コンプライアンス・ホットライン」を設けております。この「コンプライアンス・ホットライン」につきましては、同運用規程が制定されており、通報者のプライバシー保護や不利益取扱の禁止等が定められております。
- (5) 当社は、法務リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築するとの基本方針に基づいて、かかる体制の整備に努めております。
- (6) 財務報告に係る内部統制につきましては、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部統制委員会の下にある財務報告統制部会を統括組織として十分な体制を構築するとの基本方針に基づいて、今後も、その整備に努めてまいります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する社内規程を整備して責任部署を定めるとの基本方針に基づいて、「文書規程」「営業秘密管理規程」「情報セキュリティポリシー」等の社内規程を整備し、この定めに従うこととしております。
- (2) 当社は、取締役及び監査役が求めたときは、いつでも当該情報を閲覧できるようにするとの基本方針の下に、上記(1)の社内規程の定め等に基づき、かかる体制の整備に努めております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理に係る社内規程及び組織を整備するとの基本方針に基づいて、リスクの管理にあたる統括組織として、内部統制委員会の下に、各種リスクの評価及び対応並びにコントロールを検討・実施するリスク管理部会を設置しており、「リスク管理基本規程」(仮称)等を整備いたします。
- (2) 当社は、事業上のリスクとして、著作物再販制度の廃止に関わるリスク、委託販売制度(返品条件付販売)に起因するリスク、知的財産権に関する係争のリスク、個人情報の流出等のリスク、現在進めている基幹情報システムの全面的な刷新(ERPの導入)に伴うリスクなどを認識しており、これらリスクカテゴリーごとに具体的に有効な管理体制を構築するとの基本方針に基づいて、その整備に努めております。なお、事業上の各種リスクのうち個人情報に関わるリスクについては内部統制委員会の下にある個人情報保護部会が、また、コンピュータ・システムの利用に関わるリスクについては同じく情報セキュリティ部会が、それぞれ中心となって対応することとしております。
- (3) 当社は、リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築するとの基本方針に基づいて、かかる体制の整備に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、1ヶ月に1度、定例の会議を開催し、経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役の職務執行を監督するとの基本方針に基づいて、かかる体制の整備に努めております(取締役会につきましては、会社法第370条の規定により決議を省略できる旨の定款の定めがありますが、上述いたしました定例の会議は省略せずに開催いたします)。

- (2) 取締役社長は全業務を統括し、その他の全取締役が各自業務執行を担当し、適正な職務分掌を定め、業務執行の効率性確保に努めるとの基本方針に基づいて、「業務分掌規程」「稟議規程」を定める等、かかる体制の整備に努めております。
- (3) 内部統制の実施状況を検証するために、業務監査室は「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を取締役社長及び監査役会に対して報告するとの基本方針に基づいて、業務監査室において有効な内部監査が行われるように努めております。
- (4) 内部統制システムを含む当社のガバナンスの状況について、半期に一度、第三者機関であるガバナンス評価委員会(当社の社外監査役3名と、弁護士・公認会計士各1名により構成)に報告し、取締役社長に対して評価結果の答申をいただくとの基本方針に基づいて、かかる体制の整備に努めております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの業務執行の効率性確保とリスク管理のために、当社が子会社に対し有効かつ適正なコントロールを及ぼすとの基本方針に基づいて、当社役員または従業員が子会社の役員を兼務することとし、さらに、一定の経営上の重要事項に関しては、「関係会社管理規程」に基づき親会社である当社の承認手続を要することとするなど、体制の整備に努めております。
- (2) 子会社を上記1で述べたコンプライアンス体制に編入するとの基本方針に基づいて、かかる体制の整備に努めております。

6. 監査役の監査環境に係る体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として監査役会事務局を設け、監査役の職務の補助に当たらせることとし、当該使用人の人事異動及び考課については、あらかじめ監査役会の同意を要することとしております。

(2) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人は、当該会議等の場において下記の事項につき監査役に報告する等、監査役による監査の効率性の確保に努めるとの基本方針に基づいて、具体的な体制の整備に努めております。

- 取締役会で決議された事項
- 毎月の経営状況として重要な事項
- 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- 内部監査状況及びリスク管理に関する委員会の活動状況

(3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と、業務監査室・内部統制室・経理部・関係会社監査役との連携を確保するとの基本方針に基づいて、情報交換会を定期的に開催して、各部門が行った評価結果を利用して監査を行う等、具体的な体制の整備に努めております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項 更新

M&Aが活発化している社会的背景の下で、当社の株式について大規模買付行為が行われる可能性を踏まえ、事前警告型の買収防衛策を導入し、平成18年3月20日に公表いたしました。

当社は、上場会社である以上、原則として何人が当社の株式について大規模買付行為を行うことも自由であると考えておりますが、現行法の下では、買収に関係のない一般株主に対する十分な情報開示が行われないまま、当社の企業価値・株主共同の利

益が損なわれる買付行為を強行しようとすることも可能であることに鑑み、買付者からの十分な情報の収集・開示に努める体制を整備し、かつ第三者機関の助言、意見または勧告を最大限に尊重することを前提に当社の企業価値を防衛するためにしかるべき対抗措置をとることがある旨を、事前に表明しておくものです。

このように、買収防衛策の導入は、あくまでも企業価値の防衛が目的であり、経営体制の維持を狙ったものではありません。そのための制度的な担保として、第三者機関の助言、意見または勧告を最大限に尊重することとしております。

この買収防衛策の導入につきましては、平成 18 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において議案として上程した結果、3 分の 2 を超える賛成を得ましたので、同日開催の取締役会において、維持することを決定しております。

なお、この買収防衛策の詳細につきましては、当社の公開ウェブサイト(<http://www.gakken.co.jp/news/20060320.pdf>)に掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

